

原子力事業者防災業務計画の要旨

平成31年2月13日

三菱原子燃料株式会社

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき、三菱原子燃料株式会社の原子力事業者防災業務計画を修正しましたので、同条第3項の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表いたします。

1. 作成の目的

三菱原子燃料株式会社（以下「事業所」という。）の原子力事業者防災業務計画は、事業所における原子力災害予防対策、応急措置、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

2. 主な修正内容

以下、事業所における訓練項目の明確化、茨城県地域防災計画書修正に伴う医療機関呼称の適正化、原災法第10条第1項に基づく通報経路における警戒事態が発生した際の連絡先の明確化及び社外組織名称の適正化、原災法第10条第1項の通報後の連絡経路における社外組織名称の適正化並びに原子力防災資機材の名称及び配備数の単位について法定様式との整合を図った。その他記載表現を適正化した。

主な変更点

① 事業所における訓練項目の明確化

- ・ 訓練項目を「総合訓練」と「要素訓練」に分け、「要素訓練」の対象となる各種訓練を列記した。

② 茨城県地域防災計画書修正に伴う医療機関呼称の適正化

- ・ 「二次被ばく医療機関」⇒「原子力災害拠点病院」
- ・ 「三次被ばく医療機関」⇒「高度被ばく医療支援センター」
- ・ 「医療機関」⇒「原子力災害医療協力機関」
- ・ 「初期被ばく医療機関」⇒「初期医療機関」

③ 原災法第10条第1項に基づく通報経路における警戒事態が発生した際の連絡先の明確化及び社外組織名称の適正化、原災法第10条第1項の通報後の連絡経路における社外組織名称の適正化

- ・ 警戒事態が発生した際の対象連絡先に「*」を追記した。
- ・ 茨城県の組織改編を受け、対象連絡先である原子力安全対策課及び防災危機管理課について、それぞれ「茨城県 防災・危機管理部 原子力安全対策課」、「茨城県 防災・危機管理部 防災・危機管理課」に適正化した。

④ 原子力防災資機材の名称及び配備数の単位について法定様式との整合化

- ・ 汚染防護服の配備数「50着」⇒「50個」
- ・ 「呼吸用ボンベその他の機器と一体になって使用する防護マスク」⇒「呼吸用ボンベ付

一体型防護マスク」

- ・「通常の業務に使用しない電話回線」⇒「緊急時電話回線」
- ・「ファクシミリ装置」⇒「ファクシミリ」
- ・「特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器」⇒「携帯電話等」
- ・「排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器」⇒「排気筒モニタリング設備 その他の固定式測定器」
- ・「ガンマ線測定用可搬式測定器」⇒「ガンマ線測定用サーベイメータ」
- ・「中性子線測定用可搬式測定器」⇒「中性子線測定用サーベイメータ」
- ・「表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器」⇒「表面汚染密度測定用サーベイメータ」
- ・個人用外部被ばく線量測定器の配備数「50個」⇒「50台」
- ・「ヨウ化カリウムの製剤」⇒「ヨウ素剤」

⑤ その他記載の適正化

- ・警戒事態該当事象の定義を適正化
- ・表題の適正化

3. 修正年月日

平成31年2月13日

4. 構成

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

第2節 定義

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

第5節 地域防災計画（原子力災害対策計画編）の運用

第6節 原子力事業者防災業務計画の修正

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 防災体制

第2節 原子力防災組織の運営

第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

第4節 応急措置及び原子力災害対策活動で使用する資料の整備

第5節 応急措置及び原子力災害対策活動で使用・利用する施設及び設備等の整備

第6節 防災教育の実施

第7節 防災訓練の実施

- 第8節 関係機関との連携
- 第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動
- 第10節 事業所外運搬に係る事象の発生に対する予防対策
- 第3章 応急措置・緊急事態応急対策等の実施
 - 第1節 通報及び連絡
 - 第2節 応急措置の実施
 - 第3節 緊急事態応急対策
- 第4章 原子力災害事後対策
 - 第1節 事業所の対策
 - 第2節 原子力防災要員の派遣等
- 第5章 協力活動
 - 第1節 他の原子力事業者への協力
 - 第2節 原子力事業者間の連携措置
 - 第3節 原子力緊急時支援・研修センターへの協力
 - 第4節 オフサイトセンターへの協力
 - 第5節 避難計画等作成への協力
 - 第6節 緊急被ばく医療への協力

5. 主な内容

(1) 原子力災害予防対策

① 事故対策本部の設置

原子力防災管理者は、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、災害警戒時態勢又は緊急時態勢を発令し事故対策本部を設置する。

② 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者（事業所における保安を統括する役員）は、原子力防災組織を統括管理する。また、副原子力防災管理者は、原子力防災管理者を補佐し、原子力防災管理者が不在時には、その職務を代行する。

③ 原子力防災組織

原子力防災管理者は、事業所に原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を行う原子力防災組織を設置する。

④ 通報連絡先の整備

原子力防災管理者は、災害警戒時態勢又は緊急時態勢発令時の通報連絡、事業所事故対策本部が設置された後の通報連絡先について整備する。

⑤ 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

原子力防災管理者は、放射線測定設備（モニタリングポスト）及び原子力防災資機材を整備し、常に使用可能な状態にしておく。

⑥ 応急措置及び原子力災害対策活動で使用・利用する施設及び設備等の整備

・原子力防災管理者は、緊急時対策所（防災ルーム）及び非常用通信機器を常に使用可能な状態に整備する。また、防災ルームは、非常用電源（固定又は可搬）により電源が供給可能なように整備・点検を行うとともに、非常用電源の燃料は、十分な量を備蓄しておく。

・原子力防災管理者は、気象観測設備及び放送装置等を整備し、常に使用可能な状態にしておく。

・原子力防災管理者は、事業所の災害対策の実施を支援するための、原子力事業所災害対策支援拠点を整備する。また、支援拠点には、原子力防災資機材を確保するとともに、非常用電源（固定又は可搬）により電源が供給可能なように整備・点検を行い、常に使用可能な状態にしておく。

⑦ 防災教育及び防災訓練の実施

原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を修得し、応急措置及び原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、防災教育を実施するとともに、防災訓練を実施する。また、国又は地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画策定に協力するとともに、これに共催し、又は参加・協力することとし訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

⑧ 関係機関との連携

原子力防災管理者は、国及び地方公共団体等ならびに事業所に関係ある防災関係機関等と平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。

⑨ 周辺住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時より、事業所の周辺住民に対し、国及び地方公共団体等と協調して広報活動を行う。

(2) 応急措置・緊急事態応急対策等の実施

① 災害警戒時態勢又は緊急時態勢の発令

原子力防災管理者は、災害警戒時態勢又は緊急時態勢を発令した場合、直ちに原子力防災要員の非常召集及び関係機関への通報連絡を行う。

また、対策本部長として事故対策本部の指揮を行う。

② 通報及び連絡の実施

原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態（SE）又は全面緊急事態（GE）に該当する事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、15分以内を目途として、関係機関にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。また着信確認の電話連絡をする。

なお、ファクシミリ装置ならびに通信回線等の異常により、関係者への一斉の通報が困難となる場合は、他の手段（電子メール、衛星電話等）により可能な限り早く通報を

行う。この場合においても一方的な連絡ではなく、必ず電話等で着信の確認を行う。

③ 情報の収集と提供

原子力防災管理者は、事故状況の把握を行うための情報を迅速かつ的確に収集し、社外関係機関に報告する。

④ 応急措置の実施

対策本部長及び各責任者等は次の応急措置を実施する。

- a. 事業所内の応急措置又は原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等の避難誘導
- b. 事業所内及び事業所敷地周辺の放射線ならびに放射能の測定等による放射能影響範囲の推定
- c. 負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者の救出、応急措置及び移送
- d. 火災状況の把握と迅速な消火活動
- e. 事業所内での不必要な被ばくを防止するための、立ち入り禁止措置の実施及び放射性物質による汚染が確認された場合の拡大の防止と放射性物質の除去
- f. 事業所避難者及び応急措置又は原子力災害対策活動に従事している要員の被ばく線量の評価
- g. オフサイトセンターの運営開始までの状況に応じた現地広報場所の開設及びオフサイトセンターでの広報活動
- h. 警報盤の計器等による監視及び巡視点検による事業所設備の状況把握及び応急復旧計画の策定とそれに基づく復旧対策の実施
- i. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置
- j. 事業所外運搬に係る応急措置のための要員の派遣等必要な措置
- k. 関係機関の実施する事業所外の応急対策の的確かつ円滑な実施のための要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置

⑤ 緊急事態応急対策

a. 緊急時態勢の報告

対策本部長は、全面緊急事態（GE）に至った場合に関係機関に報告する。

b. 応急措置の継続実施

対策本部長は、「④応急措置の実施」に定める応急措置を緊急時態勢が解除されるまでの間、継続して実施する。

c. 要員等の派遣

対策本部長は、関係機関の実施する緊急事態応急対策のために要員を派遣する。

(3) 原子力災害事後対策

① 原子力災害事後対策の計画

対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言があった場合、復旧計画を速やかに策定し、関係機関に提出する。

② 要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

対策本部長は、関係機関の実施する原子力災害事後対策のために要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

(4) 他の原子力事業者への協力

原子力防災管理者は、他の原子力事業者の原子力事業所又は事業所外運搬で原子力災害が発生した場合、当該事業者及び関係機関が実施する事業所外での緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策に、要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力を行う。

(5) 原子力緊急時支援・研修センターへの協力

原子力防災管理者は、国の原子力緊急事態宣言後、原子力災害合同対策協議会及びその下に設置される関係各班が適時適切な応急対策が行えるよう、運営に協力する。

また、オフサイトセンターと原子力緊急時支援・研修センターの一体的な運営が可能となるよう国及び地方公共団体等の行う運営要領の作成及び原子力緊急時支援・研修センターの運営に協力する。

(6) オフサイトセンターへの協力

原子力防災管理者は、国及び地方公共団体等が行うオフサイトセンターの運営要領の作成に協力する。

(7) 避難計画等作成への協力

原子力防災管理者は、住民の避難計画等の作成について、茨城県、東海村及び那珂市に協力する。

(8) 緊急被ばく医療への協力

原子力防災管理者は、国及び地方公共団体等が行う緊急被ばく医療に対し、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他要請に応じ必要な協力を行う。

以 上